

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

『株式会社こころの概要』

(1) 事業所の基本情報

事業所名 : 株式会社こころ
介護保険事業所番号 : 4371200298
サービスを提供する地域 : 宇城市・上天草市・天草市

休日 : 土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 事業の目的

事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与・販売及び介護予防福祉用具貸与・販売を提供することを目的とする。

(3) 運営の方針

①福祉用具貸与サービス

要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行います。

②介護予防福祉用具貸与サービス

要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。要支援者の生活機能の維持又は改善を図るよう努めます。

(2) 営業時間及び休日

月曜日～金曜日 : 午前9時～午後6時 休日（土日、祝祭日、12月29日～1月3日）

(3) 職員体制

〔職種〕	〔資格〕	〔常勤〕	〔非常勤〕
管理者	福祉用具専門相談員	1名	0名
専門相談員	福祉用具専門相談員	2名	0名

『取り扱い福祉用具の品目』

・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換機
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行用補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト ・自動排泄処理装置

『利用料金』

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）を利用する場合は、原則として法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合（1割・2割・3割）に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた福祉用具貸与料金は全額自己負担となります。介護保険を使わずに福祉用具をレンタルする場合、レンタル料金は全額、ご利用者さまのご負担となります。

- ・カタログに記載された金額となります。

[貸与開始日及び終了日の計算方法は次の通りとします。]

- ・貸与開始日が開始月の15日以前の場合、月額貸与料金の全額
- ・貸与開始日が開始月の16日以降の場合、月額貸与料金の1/2
- ・貸与終了日が終了月の15日以前の場合、月額貸与料金の1/2
- ・貸与終了日が終了月の16日以降の場合、月額貸与料金の全額
- ・貸与期間が1か月以内の場合、月額貸与料金の全額

(3) 交通費

搬入・搬出にかかる交通費はいただきません。但し、営業地域以外の場合は当事業所から1kmあたり、50円徴収致します。又、特殊設置などクレーン等を事業所がレンタルで使用した場合の費用を徴収致します。

(4) 料金の支払い方法

料金の支払い方法は、口座振替または、現金でのお支払いとなります。確認ができましたら、領収書を発行いたします。

(5) 料金の変更について

・物価の上昇・消費税率の変更等により、レンタル契約書の有効期間中であっても、利用料金の変更ができるものとします。変更の際は、事前に文章での通知をさせ頂くことにより、承認されたものとします。通知は当社登録の住所へ、変更実施の1か月前までに行います。この変更を了承出来ない場合は、契約を除・レンタルを終了する事が出来ます。

『福祉用具貸与サービスの利用方法』

(1) 福祉用具貸与サービスの利用開始

- ①ケアマネージャーまたは地域包括支援センターに相談する。
- ②福祉用具貸与事業所を選定したうえで、ケアプランを作成してもらいます。
- ③福祉用具専門相談員が利用者宅を訪問し、用具を選定・提案します。
- ④事業所が用具を納品し、利用者の適合状況を確認します。
- ⑤用具を決定し、利用者と福祉用具貸与事業者が契約、レンタル・サービスを開始します。
- ⑥福祉用具専門相談員による定期的なメンテナンス及びアフターサービスが行われます。

(用具の変更も可能です)

(2) サービスの更新

本契約に関して、サービスの有効期限は1か月としますが、毎月更新日を月の始めとし、前月末日までにサービスの終了の申し出がない場合には、さらに1か月同一内容で更新されたものとします。

(3) 福祉用具貸与契約の終了

- ・利用者様のご都合で福祉用具貸与契約を終了する場合
- ・介護保険給付で福祉用具貸与サービスを受けておられた利用者様の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合福祉用具貸与サービスを終了させていただく場合がございます。
(※この場合、条件を変更して再度契約する事が出来ます。)
- ・利用者様がサービス利用料の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具貸与サービスを終了させていただく場合がございます。

(4) 自動終了

〈以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に福祉用具貸与契約が終了します。〉

- ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付で福祉用具貸与サービスを受けておられた利用者様の要介護区分が、非該当（自立）とされた場合（※この場合、条件を変更して再度契約する事が出来ます。)
- ・利用者様が亡くなられた場合

(6) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の不具合や故障等（ベッドのリモコンが作動しない等）が生じた場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

(7) 福祉用具貸与品の点検等について

福祉用具貸与品の提供時に、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、事故防止の観点から指導を行うものとします。また、定期的にモニタリングでの使用状況の確認、点検を行います。

『秘密の保持、個人情報の取扱いについて』

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い対応し、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

『虐待防止のための取り組み』

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。
[虐待防止に関する責任者] 楠本 沙織
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

『事故発生時の対応について』

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

『サービスの提供内容に係る記録・保管』

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録、保管します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

『利用者代理人』

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせる事が出来ます。

『協議事項』

この契約に関して争いが生じた場合は、当事者が互いに審議に従い、誠実に協議したうえで解決するものします。

『サービス内容に関する苦情』

《当事業所へのお客様相談・苦情窓口》

●株式会社こころ

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00 〈担当者：楠本 圭司〉
TEL：0969-24-8236 [緊急連絡先：090-9586-5839]

『サービス内容に関する苦情や相談は下記の機関にも申し立てることができます。』

●上天草市高齢者ふれあい課

TEL：0969-28-3378

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

●熊本県国民健康保険団体連合会

TEL：096-365-0811

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00